



官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

省令

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に
関する省令の一部を改正する省令
(農林水産三三三)

告 示

○経済センサス活動調査規則に基づき、調査票の様式を定める件

(經務・經濟産業)

○経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件(同三三)

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件の一部を改正する件

(鹽水產) (Q111)

○保安林の指定施業要件を変更する件

四二〇九

○特定特殊自動車型式の届出がなす

友件

（絶頂園藝） 国土交通、環境二〇

二四ノ
ノ女三三三ノ世代三受忍ノ一書

同二十五(四)

人事異動

農林水産省 林野庁 水産庁

【富片報信】

財政

日本放送協会平成二十八年年度収支予算
について（総務省）

公告

諸珠璣

裁判所

融產 免西 再生關係

特殊法人等

独立行政法人水資源機構防災業務計画の修正要旨の公表、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の参加意思確認書の提出を求める公表、公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特許侵害訴訟代理業務の付託、企業年金基金設立・特許定計器型式承認、地方職員共済組合定款の一部変更関係

地方公共団体

行旅死亡人 無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

省

今

○農林水産省令第二十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）第三十九条一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平淑二十八年四月十八日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の注を次のように改める

[illegible][illegible]

第 1 期	第 2 期
牛等	牛等

次のけから所までのいづれかに該当するものを「ア」又は「イ」であつて、これら以外のたん白質の割合が5%以上を完全に分離された工品において製造されたものについて産米水産人等の職制を要したものの（以下「産米水産人等」という。） ア 乳動物（反すう動物にあつては、牛、めんず及び山羊に属する。）の皮に由来するものであること。 イ は乳動物（反すう動物を除く。）の皮に由来するものであつて、火の工品の全てを産米水産人等の職制がされたもの以外の工品がされたものであること。 ア 穀類 イ 海による鹽水 ウ 酸処理又はアルカリ処理 エ 以上 オ 1.3%以上で1.4%間以上の濃度処理 カ 牛の乳（調整料及び香料、質低物等を除く。）を、飼料増産剤、薬性増産剤、飼料改良剤及び保菌剤を除く。）を除く。）に由来するものであつて、1%のよからさまで上に掲げる工品の全てを産米水産人等の職制がされたものと同等以上の処理がされたものであること。 キ めんず又は山羊の乳（調整料及び香料を除く。）に由来するものであつて、1%のよからさまで上に掲げる工品の全てを産米水産人等の職制がされたものと同等以上の処理がされたものであること。 ク 家畜又は血介類に由来するものであること。	牛等
--	-----------

経産省告示

○国土交通省告示第二十号
燃 料 省

特定特殊自動車排山ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十条第一項の規定に基づき平成二十七年九月二十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき会示する。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣 世 耕

国土交通大臣 石井 啓一

庶務大臣 大塚 康代

型式届番号	特定特殊自動車の 車名及び型式	特定原動機の 型式	届出事業者の氏名 又は名称	届出事業者の住所
NV3-90	コイツ PC259	YDM-1D88 E	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目 3番6号
NV3-91	ヤンマー V3-7	YDM-3TN V88C	ヤンマー建設株式会 社	福岡県筑後市大字陣野 1717番地の1
NV3-92	ヤンマー V4-7	YDM-4TN V88C	〃	〃
NV3-93	ヤンマー V5-7	〃	〃	〃
NV3-94	コベルコ YDM- RW06	YDM-3TN V88C	〃	〃
NV3-95	コベルコ YDM- RX06	YDM-4TN V88C	〃	〃
NV3-96	SN YDN-54 A	V2403-CR- T1-YDN	住友ナコマテリアル ハンドリング株式会 社	愛知県大府市大東町二 丁目75番地